

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

都市環境委員会議事日程表

日 時 : 令和7年9月12日(金) 午前10時

場 所 : 市議会委員会室

議事	種 別	番号	件 名	摘 要
1	議 案	50	工事請負契約締結について（和泉市富秋中学校区等における市営住宅集約建替他公共施設整備等事業）	P. 49
2	議 案	51	損害賠償の額の決定及び和解について（道路上事故）	P. 54
3	議 案	52	令和6年度和泉市水道事業会計剰余金の処分について	P. 57
4	議 案	53	令和6年度和泉市公共下水道事業会計剰余金の処分について	P. 59
5	議 案	54	財産取得について（高規格救急自動車）	P. 62
6	議 案	55	和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 64
7	議 案	56	和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	P. 67
8	議 案	65	令和7年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）	P. 114

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

出席委員（８名）

委員長	飯 阪 光 典	副委員長	山 本 秀 明
委員	小野林 治三夫	委員	早乙女 実
委員	大 坪 靖	委員	井 阪 雄 大
委員（副議長）	吉 川 茂 樹	委員	松 田 義 人

欠席委員（なし）

オブザーバー（１名）

議長 関 戸 繁 樹

説明のため出席した者の職氏名

市	長	辻 宏 康
副市	長	森 吉 豊
環境産業部	長	山 崎 光 一
都市デザイン部	長	林 田 勝 巳
上下水道部	長	近 藤 真 一
消 防	長	式 森 一 彦

備考 各次長級以下の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	井 阪 弘 樹	総務課 長	上 岡 繁
総務課議事調査係 長	川 崎 由 美	総務課議事調査係総括主査	西 垣 聡
総務課議事調査係主事	坂 中 聡 美		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○飯阪光典委員長 おはようございます。

委員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員出席しておりますので、これより都市環境委員会を開会いたします。



◎市長挨拶

○飯阪光典委員長 それでは、ここで市長の挨拶をお願いします。

辻市長。

○辻 宏康市長 皆様、おはようございます。

都市環境委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

飯阪委員長、山本副委員長をはじめ委員皆様方には御出席をいただき、また関戸議長には御臨席をいただいておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

本日は、環境産業部、都市デザイン部、上下水道部及び消防本部に関連いたします所管事項のうち、本委員会に付託されました諸議案を御審査いただきます。

案件の内容等につきましては、各担当より御説明申し上げますので、何とぞよろしく御審査の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○飯阪光典委員長 市長の挨拶が終わりました。



◎委員会審査

○飯阪光典委員長 それでは、議事に入ります。

本日の案件は、お手元に御配付の議事日程表のとおり、過日の本会議で本委員会に付託さ

れました議案の審査をお願いいたします。

なお、理事者の方に申し上げます。発言の際には、必ず委員長の許可を得た後に、職、氏名を述べ、答弁願います。



◎議案第50号 工事請負契約締結について（和泉市富秋中学校校区等における市営住宅集約建替他公共施設整備等事業）

○飯阪光典委員長 議事第1、議案第50号 工事請負契約締結について（和泉市富秋中学校校区等における市営住宅集約建替他公共施設整備等事業）を議題といたします。

議案の説明を願います。

林田都市デザイン部長。

○林田勝巳都市デザイン部長 都市デザイン部長の林田です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第50号 工事請負契約締結について、その内容を御説明いたします。

議案書49ページをお願いいたします。

本案件は、工事請負契約を締結するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の御議決をお願いするものです。

その内容ですが、契約の目的は和泉市富秋中学校校区等における市営住宅集約建替他公共施設整備等事業、契約の方法は一般競争入札、契約金額は182億1,618万1,500円、契約の相手方は、代表企業、村本建設株式会社大阪支店、常務執行役員支店長、先山正登。

50ページをお願いいたします。

構成企業、市浦ハウジング&プランニング大阪支店、支店長、森岡憲祐、株式会社坂倉建築研究所大阪事務所、取締役大阪事務所長、田口哲久、中林建設株式会社、代表取締役社長、中林浩之、大勝建設株式会社、代表取締役、脇坂育男、株式会社L.B.C総合事務所、代表取締役、兵後直樹とそれぞれ契約しようとするものです。

続いて51ページ、参考資料をお願いいたします。

事業概要ですが、工事場所は和泉市幸一丁目ほか地内、工事種別は建築一式工事、工事等内容は市営住宅整備工事、市営店舗・作業所整備工事、（仮称）多世代交流拠点施設整備工事、施設除却工事、基本設計・実施設計一式、工事監理、入居者移転支援業務、地域コミュ

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ニティ連携・支援業務、開館準備支援業務です。工期は御議決をいただいた日から令和14年6月30日まででございます。

なお、参考資料といたしまして、52ページ以降に施設整備・施設除却概要及び位置図を添付しておりますので、御参照いただき、よろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第50号 工事請負契約締結についての説明を終わらせていただきます。

○飯阪光典委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

早乙女委員。

○早乙女 実委員 すみません、日本共産党の早乙女です。

何点か確認の質問をさせていただきたいと思います。

まず、最初にこの事業ですね。市営住宅の集約建て替え他公共施設整備に係る、入札結果として、2つのグループの入札参加があったという、議会に対して別途資料も含めて報告がされています。この資料の中では、落札者決定までの流れが記載されていて、令和6年6月28日付で入札中止の公表を行った旨が示されています。たしかその当時含めて、当該事業において1グループが参加表明をしたという、その事業者が辞退届を出したために入札を中止したという、こういうふうな説明がされていたと記憶しております。今回の入札について、参加のあった2グループなんですけれども、このいわゆる6月28日付で中止をされた原因となった事業者ですね、辞退した事業者は含まれているのかどうかということについてお答えください。

○飯阪光典委員長 船津富秋中学校区等まちづくり担当課長。

○船津芳朋都市デザイン部都市政策室富秋中学校区等まちづくり担当課長 富秋中学校区等まちづくり担当課長の船津です。

本事業に係る入札においては、辞退届の提出のあった事業者は含まれていません。

以上です。

○飯阪光典委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 ありがとうございます。

辞退した事業者がまた参加してたら何のこっちゃということになりますんでね。その辺は確

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

認させていただきました。参加されていないということで、全く別の2つの事業者が参加したということです。その辺は分かりました。

さらに、この報告のあった入札結果の資料では、それぞれのグループの入札価格が記載されてるんですけども、入札において、低い入札価格の事業者が普通は一般競争入札であれば選ばれると思うんですけども、当該事業では入札価格の高いほうの事業者が落札者になっています。これで165億7,000万円ぐらいの落札価格ということなんですが、なぜ低い入札価格、もう一方は160億円ということでかなり差があるんですけども、なぜこの事業者が落札者でないのか、この理由をお聞かせください。

○飯阪光典委員長 船津課長。

○船津芳朋都市デザイン部都市政策室富秋中学校校区等まちづくり担当課長 富秋中学校校区等まちづくり担当課長の船津です。

民間事業者の募集及び選定に当たっては、透明性、公平性及び競争性の確保に考慮した上、本事業に係る対価及び提案内容を総合的に評価する総合評価一般競争入札を採用いたしました。これにより入札価格に基づく価格点だけではなく、事業者選定委員会委員による提案内容の審査結果に基づく技術評価点の合算により、総合評価点を算定し、事業者選定委員会が一番高得点の事業者を落札の候補として選定するため、必ずしも低い入札価格の事業者を落札者として決定するものではございません。

以上です。

○飯阪光典委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 今の話やと、総合評価点というか、その方式を取ったために、総合点で選んだから、必ずしも低い入札価格の事業者が入札で決定するというわけじゃないという、こういう理由なんですけども、それぞれ事業者名が出てますんで、資本金や従業員数とか会社の規模を一定程度調べてみたんですけども、かなり差があります。一方が資本金で290億円、一方は4.8億円ですから倍以上ですよ。総従業員数も8,299人と799人という形でかなり差があります。こうした差があるにもかかわらず、事業者選定委員会で会社規模がこれだけあるにもかかわらず逆転してるんですけども、こうしたことで審査にはこういう会社規模というのは影響があるのかないのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○飯阪光典委員長 船津課長。

○船津芳朋都市デザイン部都市政策室富秋中学校校区等まちづくり担当課長 富秋中学校校区等まちづくり担当課長の船津です。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

本事業の入札資格としまして、代表企業となる建設企業については、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の結果として付与される点数である総合評定値、いわゆるP点が1,300点以上であることを条件としていますが、会社規模を評価するものではございません。以上です。

○飯阪光典委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 P点、総合評定値で1,300点以上が条件になってるけども、会社規模を評価したものじゃないんだという、こういう理由なんですけども、普通に考えたら、これだけ会社規模が違ったら、一般には大きなほうが技術点というのは技術力が高くて、技術評価点も高いんじゃないかなという気がするんですけども、今回の分で評価点を見ますと技術点で村本建設が99.24点、大東建託が47.70点ということで倍から違うんですね。価格点は村本建設が77.25点、大東建託が80点、先ほどの価格差、入札価格の差があったんですけど、僅か3ポイント近くしか価格点は差が出ないという、こんなやり方でやられてるんですけども、これだけの会社規模も違う中で技術点がこれだけ開くというのは、何でこれだけ開いてしまうのかという点で要因についてお聞かせください。

○飯阪光典委員長 船津課長。

○船津芳朋都市デザイン部都市政策室富秋中学校区等まちづくり担当課長 富秋中学校区等まちづくり担当課長の船津です。

本事業における入札結果における技術評価点の差については、事業者選定委員会の審査公表として、落札者と比較すると一般的な提案内容の表現にとどまる箇所が見受けられ、具体性、独自性に乏しいため評価しなかったことが示されてございます。

以上です。

○飯阪光典委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 具体性、独自性が乏しかったということで、要は技術力が低いんだということのを和泉市のほうの評価委員会は認定したということですよ。村本建設にしたら万々歳だろうなと思うんですけども、大東建託にしたら非常に納得のいく結果じゃないんじゃないかなという気がします。

さらにお聞きしたいのは、この事業者選定委員会でやったと言うんですが、先ほどの結果の資料では選定委員会の委員の氏名及び所属の記載があるんです。載せてあります。大阪市立大名誉教授が1人と、あと残りは大阪公立大学の教授が4人で構成されています。市大が1人であと残り全員が公立大ということで、少し偏ってるように思うんですが、これらの委

員の選定に至った経緯についてお聞かせください。

○飯阪光典委員長 船津課長。

○船津芳朋都市デザイン部都市政策室富秋中学校区等まちづくり担当課長 富秋中学校区等まちづくり担当課長の船津です。

事業者選定委員会の委員選定に当たっては、当市のまちづくりに精通している方であって、建築分野及び都市計画の学識経験者を委員として選定したものです。具体的には（仮称）富秋学園の事業者選定委員会の委員長、公共施設マネジメント推進審議会の会長、民間活力導入可能性調査等委託事業者選定委員会の副委員長、当市都市計画審議会の会長、当市建築審議会の会長を本事業の事業者選定委員会の委員として選定いたしました。

なお、委員のうち2名の方は現在は大阪公立大学の客員教授ですが、もともとは別の大学の教授を務められ、その当時から当市のまちづくりに御協力をいただいているものでございます。

以上です。

○飯阪光典委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 和泉市の様々な審議会に関わってるということで、逆を言えば和泉市の状況というか市の意向を受けやすくなるんじゃないかなという、逆にうがった見方もできるんじゃないかなという気がしますし、現在は別の大学にいたからあれだけということですけども、いずれにしても現状は公立大の4名が委員で固められてるという、ある種この業界というか、別に大阪公立大学に文句を言うわけじゃないんですけども、お互いの上下関係も含めて、人的なつながりも含めてツーカーになるんじゃないかなという形で、公平性がいかなものかなという感じで疑わざるを得ないという感じが残ります。その点を申し述べておきたいと思います。

質問は以上です。よろしくお願いします。

○飯阪光典委員長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

早乙女委員。

○早乙女 実委員 今、質問で言いましたように、落札価格が高いほうが、業者が選定された

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ということで、逆に言えばこの高いほうを選定するために総合評価一般競争入札をあえて選んだんじゃないかなという、そういうふうにも取れるような結果になってるという形だと思うんです。ただ普通の一般競争入札であれば逆の結果になってしまったという、そういうことも言えると思うんで、価格差が先ほど言ったように2.75点しか差が出てない、これだけの価格の差があるにもかかわらず、165億円と160億円で5億7,000万円の差があるんですけども、それを全く考慮されてないという。残りの技術点云々は幾つでも理屈がつけられればつくんじゃないかなという気がします。しかも、その委員の大半が公立大で固められてるというあたりで、大変この選定の仕方そのものに私は納得できませんので、この議案には反対をさせていただきます。

以上です。

○飯阪光典委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他にないものと認め、討論を終了いたします。

反対意見がありますので、これより起立により採決いたします。

議案第50号を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。



◎議案第51号 損害賠償の額の決定及び和解について（道路上事故）

○飯阪光典委員長 議事第2、議案第51号 損害賠償の額の決定及び和解について（道路上事故）を議題といたします。

議案の説明を願います。

林田都市デザイン部長。

○林田勝巳都市デザイン部長 都市デザイン部長の林田です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第51号 道路上の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、その内容を御説明申し上げます。

議案書55ページをお願いいたします。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

令和4年12月30日午後8時頃、尾井町二丁目8番17号先の道路上におきまして、相手方が自転車で北信太駅前線の歩道を北西方向へ走行中、街路樹の根上がりによる段差に接触して転倒し頭部を負傷したものであり、損害賠償額は1,700万円で、当該損害賠償額を支払うことで和解をするものでございます。損害賠償額の内訳は治療費等で7万7,834円、慰謝料として301万9,014円、逸失利益として1,390万3,152円となります。本件事故に係る市の責任割合は80%、賠償額は公益社団法人全国市有物件災害共済会道路賠償責任保険にて全額填補するものでございます。

なお、参考資料といたしまして、56ページに位置図を添付してございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第51号 損害賠償の額の決定及び和解についての説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○**飯阪光典委員長** 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

早乙女委員。

○**早乙女 実委員** すみません。また今回もこちらの議案についても数点お聞かせをいただきたいと思います。

先ほどの説明にあったように令和4年12月30日に事故が発生したということですが、今回和解が出てきたのがちょうど今ということで、和解までかなり時間を要すると思うんですけども、この和解に至るまでの経緯について、まずお聞かせください。

○**飯阪光典委員長** 田中管理担当課長。

○**田中之浩都市デザイン部土木維持管理室管理担当課長** 管理担当課長の田中です。

和解まで時間を要したのは、主に当該事故による頭部のけがの治療が長期にわたったもので、令和6年6月に症状固定となりました。令和6年11月から双方の代理人弁護士を通じた示談交渉を進め、令和7年7月に相手方から当該損害賠償金額の支払いをもって和解する内諾を得られたものです。

以上です。

○**飯阪光典委員長** 早乙女委員。

○**早乙女 実委員** ありがとうございます。

頭部のけがの治療が長期にわたったということと、症状が固定してから代理人弁護士を通

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

じての和解だったということで経緯は分かりました。今回、内容を見ますと損害賠償額の内訳で逸失利益の割合が大変高く、1,390万円ということで、大半を占めてるわけですね。

この逸失利益についての考え方について、まずお聞かせください。

○飯阪光典委員長 田中課長。

○田中之浩都市デザイン部土木維持管理室管理担当課長 管理担当課長の田中です。

逸失利益とは、事故がなければ将来的に得られたはずの利益のことで、事故によって低下した労働能力により失われた将来の収入を補填するための損害賠償金として支払うものです。

算定方法については損害賠償額算定基準に基づき、基礎収入に労働能力の喪失割合を乗じ、これに喪失期間に対応する係数を乗じて算定しております。

以上です。

○飯阪光典委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 ありがとうございます。

今回は後遺障がいの逸失利益ということだろうと思います。死亡であれば、そういう理由で死亡の逸失利益ということで説明されるだろうと思うんですが、若い10代の方というふうな事前にお聞きしてますんで、将来にわたってこういう障がいが残るといふ、その辺の危険性も含めてのこういう逸失利益の算定がされたのだろうと思います。この点については、よかったと言える話ではないと思うんですね。これだけの自転車での事故でこういう形で後遺障がいが残るといふのは、本当に大変な事故だったと思います。

質問は以上で終わるんですけども、やっぱりこの点については街路樹の根上がりによる段差での自転車の事故でこれだけの後遺障がいが残るといふ、逸失利益になるというあたりで、大変な事態だろうと思います。この点でやっぱり今後の道路の管理ですね。弥生町にも街路樹が植わってますけれども、かなり歩道が根上がりで段差ができてところが結構見受けられますんで、この辺は道路の管理をきちっとしていただくように要望して、質問的には終わります。

以上です。

○飯阪光典委員長 他にございませんか。

吉川委員。

○吉川茂樹委員 この議案第51号の事故のその後の経緯については、先ほどの早乙女委員さんの質問に対しての答弁で理解をいたしました。若干この議案そのものではないんですけども、ちょっと確認をしておきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

この件に関しては、令和4年に事故が発生してます。12月30日ということで、この事故後の歩道の管理状況ですね、市全体としてどのような管理をされてるのか、対応してるのか、お答えをいただきたいと思います。

○飯阪光典委員長 田中課長。

○田中之浩都市デザイン部土木維持管理室管理担当課長 管理担当課長の田中です。

公益社団法人和泉市シルバー人材センターへ歩道パトロール業務を委託しており、二人一組体制で月10日間、歩道のタイル、街路樹の根上がりなどによる段差、劣化状況などのパトロールを実施しており、応急で措置できるものは即時修繕し、業者発注によるものは対応までの間カラーコーンの設置により歩行者等へ注意喚起をしております。また、市民、職員から道路損傷の通報をいただいた場合も同様の対応を行っております。

以上です。

○飯阪光典委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 対応については分かりました。ありがとうございます。

答弁された中で、市民からの通報とありました。現在、和泉市においては位置情報や写真などを添付できる市の公式LINEを使って様々な情報を集めながら、また逆に提供もしております。いろいろな手続ガイドであったり手当、助成金の件、子育て、防災、ごみ、様々な情報を発信しながら、逆に道路等損傷通報ができるようになってる。これは非常に大事なことかなと思いますけども、例えばこの道路等の損傷通報について、運用開始からの通報件数について、現在どのようになってるのかお答えをいただきたいと思います。

○飯阪光典委員長 田中課長。

○田中之浩都市デザイン部土木維持管理室管理担当課長 管理担当課長の田中です。

LINE通報は令和3年12月から運用開始し、件数については令和3年度45件、令和4年度95件、令和5年度127件、令和6年度156件となり、LINEを活用していただいている方は年々増加傾向にあります。LINE通報は位置情報、現場写真が添付されているため、迅速な対応に役立ちますので、今後も広報などを利用し、LINE通報の活用を広めてまいります。

以上です。

○飯阪光典委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 通報件数については分かりました。

毎年件数が上がってるわけなんですけども、このいただいた通報については全て対応でき

てるのかどうか、その辺についてお答えをいただきたいと思います。

○飯阪光典委員長 田中課長。

○田中之浩都市デザイン部土木維持管理室管理担当課長 管理担当課長の田中です。

いただいた全ての通報について、対応を行っております。早急に現地調査を行い、緊急性が高く、応急措置できるものについては即時に修繕を行っております。緊急性が低い場合は後日対応とし、軽微な損傷の場合は経過観察とする場合もございます。

対応後は、LINE通報内で回答を御希望された方に対し、対応結果を御報告させていただいております。

以上です。

○飯阪光典委員長 吉川委員。

○吉川茂樹委員 分かりました。ありがとうございます。

昨年度でいきますと156件の通報があるということで、単純に1年間で計算してみますと二、三日に1回はこのLINE通報があって、それに対応しているという状況でございます。原課さんと確認した中では、しかしながら、土日祝はこのLINE通報に関しては対応していないと。やはり平日に関して、それを見なければならぬ。ただし、市役所のほうに電話をすれば担当の職員さんがいらっしゃって、そこにつなげるようになってるということなんですけども、この辺につきましても、やはり電話対応だけじゃなくして、土日祝、例えば年末年始の休暇もあったり、ゴールデンウィーク等もありますので、その辺についてもLINEを活用できるような仕組みづくりを今後検討していただきたいと、これは要望しておきますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○飯阪光典委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第51号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。



◎議案第52号 令和6年度和泉市水道事業会計剰余金の処分について

○飯阪光典委員長 議事第3、議案第52号 令和6年度和泉市水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

近藤上下水道部長。

○近藤真一上下水道部長 上下水道部長の近藤です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第52号 令和6年度和泉市水道事業会計剰余金の処分について、その内容を御説明申し上げます。

議案書の57ページをお願いいたします。

今回の剰余金処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、和泉市水道事業会計決算に伴う剰余金の処分を行うもので、使用目的に応じて未処分利益剰余金を処分するものでございます。

それでは、58ページの計算書を御覧ください。

右から3列目の未処分利益剰余金の欄になりますが、一番上の段、令和5年度に当たる前年度末残高に令和6年度に当たる当年度変動額を加え、表中段の当年度末残高は7億628万8,737円となるもので、そのうち、次の段の2億2,978万1,636円を今回処分するものでございます。

その内訳としましては、資本金への組入れが4,978万1,636円、また、不測の事態に備え、利益剰余金を給水収益の約2か月分留保することとし、減債積立金への積立てを1億8,000万円とするものです。また旧黒鳥配水池用地を一般部局へ所管替えを行ったことで処理すべき土地の移管処分として1億5,843万6,000円を資本金から減じております。

最下段の当年度末処分後の残高は、未処分利益剰余金が4億7,650万7,101円となり、積立金を加えた利益剰余金合計は17億7,413万9,808円になるものでございます。

なお、参考資料として、61ページに関係法令の抜粋を記載しておりますので、併せて御覧

いただきますようお願いいたします。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第52号 令和6年度和泉市水道事業会計剰余金の処分についての説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○飯阪光典委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第52号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。



◎議案第53号 令和6年度和泉市公共下水道事業会計剰余金の処分について

○飯阪光典委員長 議事第4、議案第53号 令和6年度和泉市公共下水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

近藤上下水道部長。

○近藤真一上下水道部長 上下水道部長の近藤です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第53号 令和6年度和泉市公共下水道事業会計剰余金の処分について、その内容を御説明申し上げます。

議案書の59ページをお願いいたします。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

今回の剰余金処分につきましては、先ほどの水道事業会計と同様に、和泉市公共下水道事業会計決算に伴う剰余金の処分を行うもので、使用目的に応じて未処分利益剰余金を処分するものでございます。

それでは、60ページの計算書を御覧ください。

右から3列目の未処分利益剰余金の欄になりますが、一番上の段の令和5年度に当たる前年度末残高に令和6年度に当たる当年度変動額を加え、表中段の当該年度末残高は12億6,597万7,758円となるもので、そのうち、次の段の8億5,139万4,841円を今回処分するものでございます。

その内訳としましては、資本金への組入れが4億139万4,841円、また、不測の事態に備え、利益剰余金を下水道使用料収入の約2か月分留保することとし、減債積立金への積立てを4億5,000万円とするものです。

最下段の当年度末処分後の残高は、未処分利益剰余金が4億1,458万2,917円となり、積立金を加えた利益剰余金合計が11億6,689万3,262円になるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第53号 令和6年度和泉市公共下水道事業会計剰余金の処分についての説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○飯阪光典委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第53号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。



◎議案第54号 財産取得について（高規格救急自動車）

○飯阪光典委員長 議事第5、議案第54号 財産取得について（高規格救急自動車）を議題といたします。

議案の説明を願います。

式森消防長。

○式森一彦消防長 消防長の式森です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第54号 財産取得について、内容を御説明申し上げます。

議案書62ページをお願いいたします。

本案件は、高規格救急自動車の財産を取得するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

まず、取得する財産といたしまして高規格救急自動車となっています。

契約の方法は指名競争入札で、取得予定価格は消費税を含めて2,007万2,800円でございます。次に、取得の相手方は、大阪市西区南堀江三丁目14番22号、日産大阪販売株式会社法人営業支援部、部長、花岡雅彦です。

議案書63ページには、参考資料としまして、納入場所、納入期限、取得内容を記載しておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上、誠に簡単でございますが、議案第54号 財産取得についての御説明を終わります。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○飯阪光典委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別のないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第54号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。



◎議案第55号 和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○飯阪光典委員長 議事第6、議案第55号 和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

近藤上下水道部長。

○近藤真一上下水道部長 上下水道部長の近藤です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第55号 和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書64ページを御覧ください。

まず、提案理由でございますが、水道事業及び公共下水道事業の経営、計画その他重要事項について審議を行うため、和泉市上下水道事業経営審議会を設置するものでございます。

次に、その内容でございますが、65ページを御覧ください。

附属機関を新設するため、新たに第3条の2を追加するものでございます。第1項では当該附属機関の名称及び担任する事務について定め、第2項で、当該附属機関の組織及び運営については、管理者が別に定める旨、定めるものでございます。

次に、66ページを御覧ください。

最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

以上、誠に簡単でございますが、議案第55号 和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○**飯阪光典委員長** 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

早乙女委員。

○**早乙女 実委員** 早乙女です。数点確認させていただきます。

設置条例なんですけども、新設する審議会の委員は何人ぐらいを考えておられるのかということと、またどのような方を委員として選任をする予定なのかお聞かせをください。

○**飯阪光典委員長** 藤井経営総務課長。

○**藤井 満上下水道部次長兼経営総務課長** 経営総務課長の藤井です。

委員は7名以内とし、その構成は大学教授が5名、公認会計士が1名、市民公募1名を予定しており、他市で同様の審議会等で委員を経験されている方を中心にお声がけをさせていただきましたところ、大阪公立大学等の教授、准教授5名及び公認会計士1名の方に内諾をいただいているところでございます。市民公募による委員の選考につきましては、条例改正の御議決後、公募の手続を行います。

以上でございます。

○**飯阪光典委員長** 早乙女委員。

○**早乙女 実委員** ありがとうございます。大体分かりました。

じゃ、審議会は何回ぐらいを予定されているのでしょうか。

○**飯阪光典委員長** 藤井課長。

○**藤井 満上下水道部次長兼経営総務課長** 経営総務課長の藤井です。

通年は前年度の決算が確定した8月頃の年1回を予定しておりますが、令和8年度は審議会の立ち上げにより、年2回の開催を考えてございます。

以上です。

○**飯阪光典委員長** 早乙女委員。

○**早乙女 実委員** 分かりました。

年2回ぐらいを考えてるということですね。あと、設置の理由のところに「経営、計画そ

の他重要事項について審議を行う」というふうにおっしゃられてるんですけども、具体的にはどのような内容を審議をしていくつもりなのかお聞かせください。

○飯阪光典委員長 藤井課長。

○藤井 満上下水道部次長兼経営総務課長 経営総務課長の藤井です。

令和7年3月に改定した本市の水道ビジョン及び経営戦略における各取組についての進捗状況管理を行い、毎年度決算額が確定した段階で収支見通しを置き換え、審議をしまして御意見をいただく予定となっております。その中で水道料金を改定するという必要が出てきた場合にも御審議をしていただき、御意見をいただくという想定もしてございます。

以上でございます。

○飯阪光典委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 決算が確定した段階での収支見通しとかを審議して意見をいただく、さらには料金改定が必要なときもやるということなんですけども、その場合のときも含めて議会のほうへの情報提供をきちっとされるように要望して終わります。

○飯阪光典委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第55号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。



◎議案第56号 和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

○飯阪光典委員長 議事第7、議案第56号 和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制

定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

近藤上下水道部長。

○近藤真一上下水道部長 上下水道部長の近藤です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第56号 和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書67ページを御覧ください。

まず、提案理由でございますが、令和6年能登半島地震で家庭内における給水装置の復旧が進まなかった状況を受け、災害その他非常の場合にあつて、指定給水装置工事事業者の確保が困難と判断されるときは、他の水道事業者または他の水道事業者の指定を受けたものによる給水装置工事の施行を可能にするほか、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

次に、その内容でございますが、68ページを御覧ください。

災害その他の非常の場合において、他の水道事業者または他の水道事業者の法第16条の2第1項の規定に基づく指定を受けたものが給水装置工事を施行できるよう第6条第1項にただし書を追加し、第2項中、「指定給水装置工事事業者」を「管理者以外のもの」に改めるものでございます。

他の改正につきましては、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、69ページを御覧ください。

最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第56号 和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○飯阪光典委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別のないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第56号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。



◎議案第65号 令和7年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）

○飯阪光典委員長 議事第8、議案第65号 令和7年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案の説明を願います。

藤井経営総務課長。

○藤井 満上下水道部次長兼経営総務課長 経営総務課長の藤井です。

議案第65号 令和7年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）について、その概要をまとめた補足資料にて内容を御説明いたします。

御覧ください。

今回補正いたします予算項目は、委託が2件、工事が2件の債務負担行為の追加でございまして、上下水道耐震化計画等の事業進捗状況から令和8年度に予定していた事業を前倒しして実施するものでございます。

①の委託ですが、仏並町及び久井町ほか配水管布設工事に係る実施設計業務を行うもので、限度額2,200万円の債務負担行為の予算を設定するものでございます。

次に、②の工事ですが、仏並町及び国分町における配水管布設等の工事を前倒しして実施するもので、債務負担行為の予算限度額1億1,700万円の追加となり、合計3億2,100万円に変更をいたします。

以上、簡単ではございますが、議案第65号の水道事業会計の補正予算の内容となります。

○飯阪光典委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第65号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。



◎閉会宣告

○飯阪光典委員長 以上で、本委員会に付託をされました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

以上で、都市環境委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午前10時48分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 飯 阪 光 典